

○サイクルサポートステーション普及促進補助金交付要綱

(令和4年5月1日告示第56号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大洗町内におけるサイクルツーリズムを推進するため、サイクリストが大洗町を訪れやすい環境を整備することを目的として、中小企業及び個人事業主が取り組むサイクリスト向けサービス等を提供するために要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、大洗町補助金交付に関する規則（昭和52年大洗町規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象及び補助金の交付額)

第2条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

2 補助金の額は、1事業者あたり3万円を限度とする。ただし、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 第1項の補助対象経費は、当該年度の4月1日から翌年1月31日までに生じた経費とする。

(補助金の交付要件)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内に事業所を有し、町内にて事業を営む者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条の適用を受ける事業を営む者でない者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は警察当局から排除要請のある者でない者

(4) 茨城県が策定する大洗・ひたち海浜シーサイドルートにおけるサイクルサポートステーションに登録がされている者

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、当該年度の1月31日までに、サイクルサポートステーション普及促進補助金交付申請書（様式第1号）に補助対象経費に係る領収書の写し、その他必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 補助金の申請は、同一の申請者に対し、1回を限度とする。

(交付決定)

第5条 町長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、内容を審査し、サイクルサポートステーション普及促進補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付請求)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者は、サイクルサポートステーション普及促進補助金交付請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、補助金の交付を受けた補助の対象について、調査することができ

る。

(補助金の返還)

第8条 町長は、前条の調査の結果、偽り又はその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和4年5月1日から施行する。

別表(第2条関係)

補助対象経費	補助率
サイクルラック (ただし、自立式スタンドが付いていない自転車の駐輪を可能とするもの。サドル引っ掛け型、車輪差し込み型等規格は問わない。)	10/10
自転車専用工具 (タイヤレバーや六角レンチ等)	10/10
自転車用空気入れ	10/10

様式第1号(第4条関係)

サイクルサポートステーション普及促進補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

サイクルサポートステーション普及促進補助金交付決定(却下)通知書

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

サイクルサポートステーション普及促進補助金交付請求書

[別紙参照]